

徳島県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり公告し、換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年十二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

地区名	縦覧期間	縦覧場所
沼田地区	令和六年十二月十三日から 令和七年一月二十日まで	美馬市役所